Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 35 2006年12月26日

台湾特許法改正（二重出願制度の導入並びに出願変更制度の廃止）について

今般、台湾知的財産局により公聴会に用いる特許法改正草案（二重出願制度の導入並びに出願変更制度の廃止）が公表されました。

その改正要点を下記の通り、ご案内申し上げます。更なる情報並びに施行時期については、当局の公表を待って改めてお知らせ致します。

記

1. 特許及び実用新案の二重出願制度の導入

同一人が同一発明（又は考案）を同日出願し且つ出願時に上申することを条件として特許及び実用新案の二重出願を認める。
また、特許出願の特許付与査定前に、登録された実用新案権が存続しているときは、当局が通知した指定期間内に特許又は実用新案の権利を選択のうえ応答しなければならない。
特許付与を選択した場合、その実用新案権は特許権の公告日に消滅したと見なされる。
それによって、実用新案登録の権利期間と、特許権の権利期間が中断することなく権利主張することができる。
但し、特許出願の特許付与査定前に、登録された実用新案権の消滅又は取消が確定していた場合は、当該特許出願は特許を受けることができないものとする。

2. 出願変更制度の廃止

用する特許の関係規定を別途意匠に係る規定として増設する。
権利種類の変更に伴う手続きの複雑を避け、他国の立法を参照し、国内優先権主張制度、新たに導入される二重出願制度、関連意匠制度、部分意匠制度及び組物の意匠制度との関連性から廃止すべきと判断された。

以上